

豊かな緑に囲まれ、紺緑の海を望む伊東市営天城霊園は、祖先の霊の眠る
 静寂な環境を保持した霊園であるとともに、墓参者だけでなく、広く市民が
 散策に訪れる霊園公園として設備を進めています。



墓 所 管 理 料

墓所の種類	管理料（年間）
普通墓所	5,250円（消費税込み）
芝生墓所	6,300円（消費税込み）

- 墓所管理料とは、霊園の清掃、樹木の剪定、遠路その他の補修など、施設の維持管理や事務管理に要する費用です。
- 墓所管理料は、毎年度初めに納付書を送付いたしますので、指定の期日までに必ず納入してください。3年以上未納の場合は、墓所の使用許可が取り消される場合があります。
- 納入された管理料は、還付いたしません。
- 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方や、母子家庭の方、身体障害者手帳を交付されている方等につきましては、管理料の減免があります。
- 管理料の額は、今後の物価及び消費税率の変動等により改正することがあります。

墓 所 使 用 料

墓所の種類	使用料（市内居住者）	使用料（市外居住者）
普通墓所	430,000円	602,000円
芝生墓所		

※ 市外居住者の定義は左記「墓所使用の申込み」に記載してあります。

- 墓所使用料とは、墓所の使用権を認める保証金です。
- 納入された使用料は還付しませんが、使用許可の日から起算して3年以内に未使用の墓所返還された場合、使用料の5割を差し引いた額を還付します。
- 生計を支える方が事故や災害等により使用料を一括納入できない場合、分割して納入することができます。ただし、墓所使用料の2分の1に相当する額は、当初納入していただきます。

墓 所 使 用 の 申 し 込 み

伊東市営天城霊園の利用者は、公募により公開の抽選会で使用者及び使用区画を決定します。申込みできる方は、使用申請の日から起算して1年以前から伊東市に居住し、住民基本台帳に記載され又は外国人登録原票に記載されている方です。上記のほか、下記①～③のいずれかに該当する方は、市外居住者として申込みできます。

- ①伊東市に本籍を有する方又は有したことのある方。
- ②伊東市の住民基本台帳に記載されていないが、伊東市に居宅を有し1年以上居住している方。
- ③伊東市に転入後1年未満の方で、転入後焼骨等が生じ、埋葬する場所がない方。

申 込 み に 必 要 な も の

- 墓所使用許可書（（財）伊東市振興公社にあります。）
- 本籍・続柄記載のある世帯全員の住民票（写）
- 印鑑
- その他、戸籍謄本、埋（火）葬許可書の写し等を必要とする場合があります。